

令和7年度 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針

令和7年5月1日作成

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者等の自立の促進に資するために、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所(以下「法人」という。)が行う物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達に際し、障害者就労支援施設等からの調達を推進するための方針を定める。

2 物品等の調達における基本的な考え方

- (1) 物品等の調達にあたっては、当該契約が地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所契約事務取扱規程第 19 条の規定により随意契約によることができる場合には、障害者就労施設等から優先的・積極的な調達に努める。
- (2) 求める要件、評価の方法、契約の手続等を定める際ならびにその他の契約の実施の際には、障害者就労施設等がその特性により、調達から不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に努める。
- (3) 障害者就労施設等から物品等を調達するときは、これまで調達実績のある物品等だけでなく、実績のない物品等の調達にも努める。

3 調達目標

400千円

4 適用機関

本調達方針は、海老名本部、溝の口支所、殿町支所に適用する。

5 対象施設及び対象物品等

- (1) 次に掲げる障害者就労施設等が提供する物品及び役務
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所
 - カ 小規模作業所
 - キ 在宅就業障害者
 - ク 在宅就業支援施設

(2) 次に掲げる企業が提供する物品及び別に定める役務

神奈川県に登録している障害者雇用率4.0%以上の障害者雇用企業(特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所を含む。)

6 その他

(1) 調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく取りまとめ、法人ホームページ等により公表する。

(2) その他必要な事項については、別の定めによる。